

令和 6 年 4 月

玖珠町農業委員会定例総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)

この公開用議事録は個人情報に関すると思われる部分等については○で消しています。

玖珠町農業委員会



玖珠町農業委員会議事録

1. 開催日時 令和6年4月10日（水曜日） 午後1時30分

2. 開催場所 玖珠町役場 3階 大会議室

3. 出席農業委員

1番 園田 恭子	2番 江藤 徳幸	3番 繁田 郁子
4番 藤本 太一	5番 小野 文隆	
6番 武石 俊一（副会長）	7番 安藤 慎八（会長）	

4. 出席農地利用最適化推進委員

1番 小雲 基廣	2番 （欠席）	3番 衛藤 榮一
4番 川邊 真八	5番 藤原 善和	6番 （欠席）
7番 石井由美子	8番 藤本 哲朗	9番 湯浅 定夫
10番 帆足 智己	11番 松方 洋一	12番 柳井田英徳

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 200㎡未満の農地を所有者自ら農業用施設用地
とする届出について

報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
(相続)

報告第3号 農地法第18条合意解約通知書について

報告第4号 農地所有適格法人要件確認書について

報告第5号 令和6年度の目標及びその達成に向けた活動計画
について

その他

6. 出席農業委員会事務局職員

事務局長	井村 剛秀	主幹（統括）	梅木 嘉子
主幹	鶴窪 秀夫	主査	樋口 亜衣子

7. 会議の概要 事務局	お忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。 定例会を始める前に、4月1日付の人事異動で、職員の異動がありましたので、挨拶を行います。 (異動者の紹介および挨拶)
事務局長	それでは、ただ今より令和5年4月定例総会を開催します。 着席して進めさせていただきます。 では、安藤会長 あいさつをお願いします。
会長	(あいさつ)
事務局長	ありがとうございました。 それでは、会を進めさせていただきます。 農業委員定数7名に対して、7名の出席です。玖珠町農業委員会会議規則第6条の規定により、会議が成立していることを報告します。 次に、議案に上程いたしました案件について質疑等がございましたら、議長の承認のうえ発言をお願いします。 また、総会の開催中は携帯電話をお切りください。離席する場合は議長の許可をもらってください。 それでは、議長の選出ですが、会議規則第4条の規定により会長が議長となります。 以後の議事の進行につきましては、安藤会長よろしくをお願いします。
議長	それでは議事に入ります。 議事録署名人の指名ですが、2番委員、3番委員よろしくお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員におかれましては、議決権はありませんが、質疑等ございましたら、各議事の中で、ご意見ををお願いします。 それでは議事に入ります。議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、事務局説明をお願いします。

事務局	お疲れさまです。 議案の説明をいたします。座って説明いたします。 議案集 1 ページをお開きください。 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請です。 (取り下げの説明) 農地法第 5 条第 1 項 番号 1 番、大字森字本田井〇〇〇外 1 筆です。 登記簿地目は田と畑で、合計面積は 1, 5 0 1 m²です。 3 条の有償移転で、譲り渡し人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲り受け人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、7 番会長です。 続きまして番号 2 番、大字岩室字山口〇〇〇番地 1 です。 登記簿地目は田んぼで、合計面積は 2, 4 9 6 m²です。 3 条の無償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲り受け人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。申請事由は、譲渡人の要望で贈与です。担当委員は、1 番委員さんです。 番号 3 番、大字戸畑中釣〇〇〇番地〇です。 登記簿地目は田で、合計面積は 1, 9 9 6 m²です。 3 条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲り受け人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、1 番委員さんです。 続きまして 2 ページをお開きください。 番号 4 番、大字綾垣小城〇〇〇番地 1 外 3 筆です。 登記簿地目は田で、合計面積は 5, 5 5 4 m²です。 3 条の有償移転で、譲渡人は、〇〇の〇〇〇〇さんで、譲り受け人は、〇〇の〇〇〇〇さんです。 申請事由は、譲渡人の要望で売買です。担当委員は、5 番委員さんです。 以上です。
-----	---

議長	それでは、担当委員の説明ですが、 番号1を私が説明します。 番号2、3を1番委員、番号4を5番委員、お願いします。
7番会長	番号1の調査結果を報告します。4月6日、申請者の〇〇さん、森①推進委員と現地立会いを行いました。土地の所在は、大字森字本田井他、田畑2筆、1,501㎡です。位置は森中央小学校より森方向に100mほど行ったところの御幸アパートがありますが、ここと防衛道路を挟んだ所です。畑のほうは、平原の集落内に位置しています。権利の内容は所有権の移転で3条の売買です。譲受人は遠方から帰郷し、親族の土地と畑を買い求めた形になっています。近所に兄が住んでおり、お兄さんの方が専業農家をしておりますので、一緒に耕作をする計画でございます。トラクター、コンバイン等をお兄さんが所有しており、耕作は問題ございません。以上、報告を終わります。
議長	それでは、番号2を1番委員さんお願いします。
1番委員	番号2の調査結果を報告します。4月6日、申請者の〇〇さん、会長、私で現地の立ち合いを行いました。土地の所在は、岩室書曲十五駄の幹線から20メートルくらい入ったところに位置しています。野菜を中心とした兼業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。現況は田です。野菜を作付する計画です。権利の内容は、贈与による所有権の移転になります。 譲渡人が遠いことと、高齢という事情により、権利の移動です。 譲受人の通作距離は50メートルほどで耕作可能です。 譲受人の経営農地はすべて耕作管理されており、農機具の所有状況

1 番委員	は、刈払機などを持っております。 農業従事者は本人となり、取得後の耕作に問題はありません。 以上報告終わります。 番号 3 の調査結果を報告します。3 月 2 8 日申請者の〇〇さん、北②推進委員と私で現地の立ち合いを行いました。土地の所在は国道 210 号線広瀬三差路から右折して 3 0 0 メートルの道路脇の 3 枚の土地になります。米を中心とした専業農家の譲受人が取得し、耕作する計画です。 現況は田で、米を作付する計画です。権利の内容は、有償の所有権の移転となります。譲渡人が転居という事情により、権利の移動です。譲受人の通作距離は自宅から至近距離に位置しています。耕作可能です。譲受人の経営農地はすべて耕作管理されており、農機具の所有状況は、トラクター、田植機などを持っています。 譲受人本人は繁忙期には、子供さんを交えて従事してます。 以上報告を終わります。
7 番委員	2 番については、補足説明はございません。
議長	3 番について北②推進員さん補足説明ありますか。 はい、現地を確認した結果、しっかりとした農業をしているようですので大丈夫だと思います。
議長	はい、続きまして、番号 4 を 5 番委員さんお願いします。

5 番委員	番号 4 の調査結果を報告いたします。 去る 4 月 6 日に申請者の譲受人になります〇〇〇〇さんと八①推進委員さんとともに現地立会を行いました。土地の所在は大字綾垣字小城と八幡の県道ですがそこから元畑の方に入った所に位置する田でございます。水稻栽培を中心とした専業農家をしている譲受人が取得し、今現在も借りて水稻栽培をしているということです。高齢によることと、これから先も水田を作りたいという譲受人の希望もありまして、有償での譲渡となります。譲受人はコンバインと田植機、トラクターを所有しておりまして、広く水稻を作付けしておりますので、何ら問題はありません。 以上報告を終わります。
議長	はい、八①推進委員さん補足がありましたらお願いします。
八①推進委員	本人も若く今からも意欲的にやっていきたいということですので問題ないと思います。よろしくお願いします。
議長	はい、ありがとうございました。 それでは質疑に入ります。 番号 1 から 4 について質疑のある方は挙手をお願いします。 はい、ありませんか。
農業委員	ありません。
議長	無いようでしたら採決します。 議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、原案どおり賛成の農業委員は挙手をお願いします。
農業委員	(全員挙手)
議長	

事務局	全員賛成です。議案第 1 号は原案のとおり決定いたします。 次に、議案第 2 号、農用地利用集積計画の決定について、事務局説明をお願いします。
議長	議案第 2 号 農用地利用集積計画書についてご説明します。 別冊の議案第 7 号の最後の 10 ページをご覧ください。 すべて新規の設定です。 3 年未満の件数が 1 件、面積は 3 8 1 7 平方メートル 3 年から 5 年の合計件数が 1 5 件で、合計面積 6 6, 4 0 1 m²です。 1 0 年以上の合計件数が 3 件で、合計面積は、3, 5 1 3 m² 合計件数 1 9 件、合計面積 7 3, 7 3 1 m²です。 以上です。
農業委員	それでは質疑に入ります。 質疑がありましたら挙手をお願いします。 無いようでしたら、ご承認をお願いします。承認される農業委員は挙手をお願いします。
議長	(農業委員挙手)
事務局	全員賛成です。議案第 2 号は原案のとおり承認されました。 以上で、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。 次に、協議、連絡事項があれば事務局説明をお願いします。
	報告事項に移らせていただきます。 議案書の 4 ページをお開きください。 報告第 1 号 2 0 0 m²未満の農地を所有者自らが農業用施設用地とする届け出が 1 件、提出されております。詳細は、ご一読ください。 報告第 2 号

事務局	農地法第3条の3第1項の規定による相続による所有権移転が2件提出されております。詳細はご一読ください。 報告第3号 農地法第18条合意解約通知書が21件提出されております。詳細は、ご一読ください。 農地所有適格法人要件確認書について、ご説明します。 議案集最後のページ6ページから7ページに掲載しております。 2つの法人は、要件を満たしていることを報告いたします。 報告事項は、以上になります。
事務局	次に、協議連絡事項についてご説明いたします。 (省略)
議長	その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。 (発言なし)
議長	よろしいですか。 それでは、以上をもちまして、玖珠町農業委員会4月定例総会を閉会します。